

第 1 部

第 2 期九度山町地域福祉計画

第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や人口減少化、核家族化が進む中で、全国的に一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加しています。また、都市化や情報化の発展、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、家庭や地域で支え合う力が衰退し、住民がともに支え合い、助け合うという社会的なつながりが希薄化しています。こうした社会の変化を背景に、ひきこもりや孤立死、虐待、生活困窮、子どもの貧困等、福祉を取り巻く課題は多様化・複雑化している状況です。

このような課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとした福祉施策の創設や改正により、様々な公的サービスが提供されていますが、すべての福祉ニーズにきめ細かく対応することは、既存の公的制度では非常に困難な状況となっています。

一方、平成23年3月に発生した「東日本大震災」や平成28年4月に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」、平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」等の災害をきっかけに、地域における支え合いや助け合いの大切さが再認識されています。

九度山町(以下、「本町」という。)においても、少子高齢化や人口減少化が進行し、高齢化率も4割を超えています。今後もさらなる進行が予測されることから、支え合いや助け合いの強化等、増大する福祉ニーズへの対応は喫緊の課題となっています。

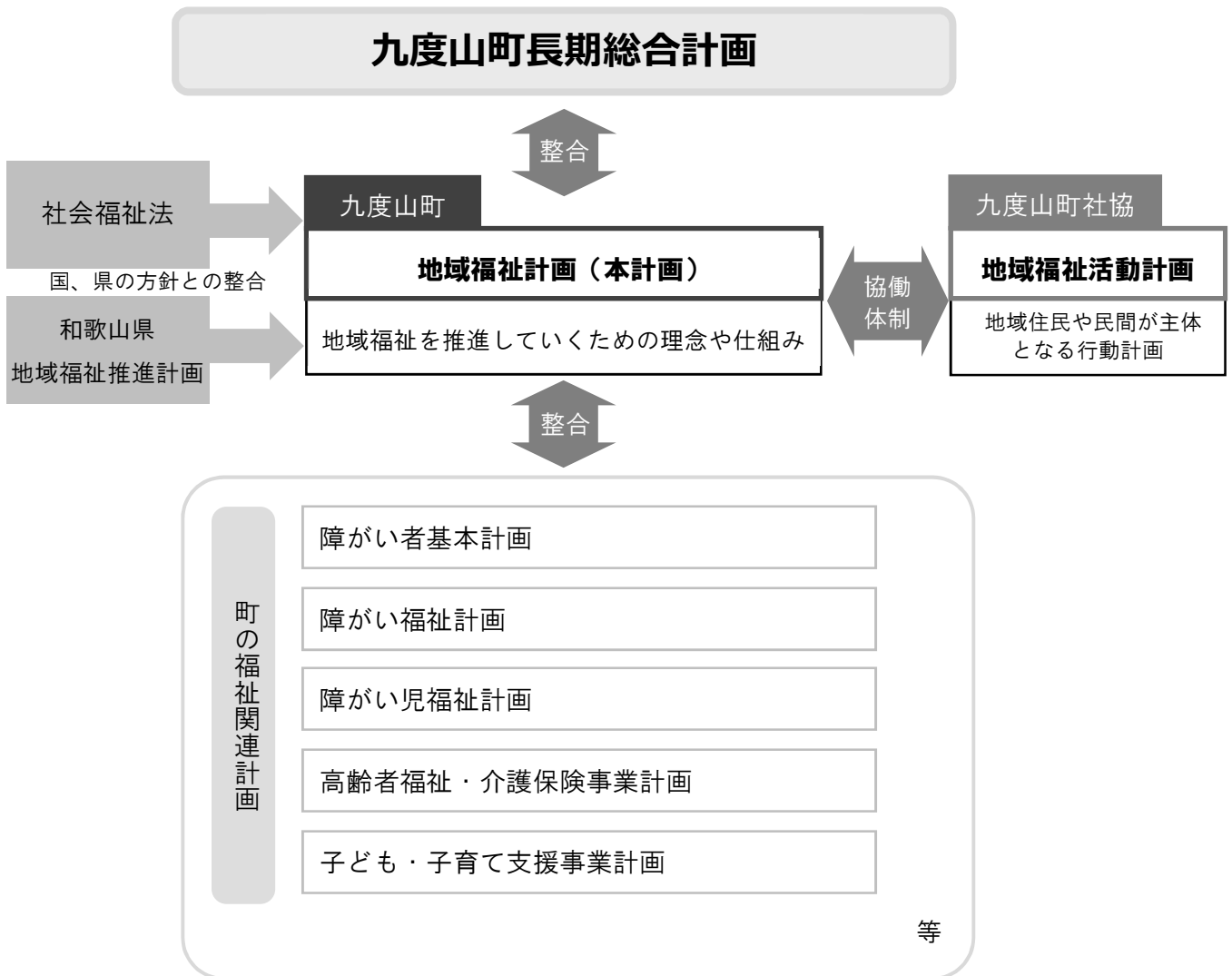
本町では、平成26年3月に「九度山町地域福祉計画」を策定し、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」の実現をめざし、地域福祉施策を推進してきました。

この度、平成30年度に計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を見つめ直し、より実効性のある地域福祉施策を推進するため、「第2期九度山町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第 107 条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。

また、「九度山町長期総合計画」を上位計画とし、福祉に関する個別計画（「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「高齢者福祉・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等）における地域福祉施策の基本的な方向性を示すものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

また、福祉関連施策の変化や住民のニーズ、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の経緯

本計画は、住民アンケート調査やパブリックコメント等を実施し、住民の意見を広聴するとともに、「九度山町地域福祉計画策定委員会」において、協議、検討を重ね、策定しました。

区分	概要
住民アンケート調査	町内にお住まいの 20 歳以上（平成 30 年 7 月 1 日現在）の方から 1,000 人を無作為抽出し、地域との関わりや日常生活の課題、福祉に対する意識や要望を調査、把握しました。
パブリックコメント	平成 31 年 2 月 1 日（金）～平成 31 年 2 月 14 日（木）の期間、計画の素案を町ホームページ等で公表し、意見を募集しました。